2023宜商工第672号

　　令和6年2月2日

宜野湾市商工会会員 各 位

宜野湾市商工会

会 長　長 堂 昌 太 郎公印略

**令和6年度　永年勤続優良従業員表彰に係る**

**被表彰者の募集について（ご案内）**

　春寒の候、貴殿には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

宜野湾市商工会では会員企業の従業員の更なる精励を促すことを目的に、令和６年度通常総代会（令和６年５月１６日開催予定）において裏面の優良従業員表彰規程に基づき、永年勤続優良従業員の表彰を実施いたします。

　つきましては、事業所で該当される従業員を別紙様式にてご推薦下さるようお願い申し上げます。（推薦者が複数の場合は、お手数ですが推薦書（様式１）をコピーしてご使用下さい。）

　なお、被表彰者の会員事業所の負担額は下記の通りとなっておりますので重ねてご協力お願い申し上げます。

記

１．推薦締切日　　　令和６年３月2２日（金）17時必着

２．申込み方法　　　所定の推薦書（様式１）に必要事項を記入のうえ、本会宛で提出し

て下さい。（郵送可）

※本会ホームページお知らせより推薦書（Ｗｏｒｄ形式）をダウン

ロードする事ができます。

３．会員事業所の負担額

|  |  |
| --- | --- |
| 被表彰者の勤続年数 | 会員事業所の負担額 |
| （１）　　５年以上１０年未満の者(１回限り) | １人当たり　３,０００円 |
| （２）　１０年以上１５年未満の者(１回限り) | １人当たり　３,０００円 |
| （３）　１５年以上２０年未満の者(１回限り) | １人当たり　４,０００円 |
| （４）　２０年以上25年未満の者(１回限り) | １人当たり　５,０００円 |
| （５）　２５年以上30年未満の者(1回限り) | １人当たり　５,０００円 |
| （６）　３０年以上3５年未満の者(1回限り) | １人当たり　５,０００円 |
| （７）　３５年以上４０年未満の者(1回限り) | １人当たり　５,０００円 |
| （８）　４０年以上４５年未満の者(1回限り) | １人当たり　５,０００円 |
| （９）　４5年以上の者(1回限り) | １人当たり　５,０００円 |

※ 勤続年数の計算基準は令和６年４月１日とする。

※ 推薦書へご記入頂いた個人情報につきましては、当事業以外への使用は一切致しません。

＝お問い合わせ＝　宜野湾市商工会　担当者：金城（TEL：８９７－０１１１）

**宜野湾市商工会優良従業員表彰規程**

1. 永年勤続優良従業員の表彰は、各企業体に於ける優良なる永年勤続優良従業員を選抜し、表彰することによって斯業に精励せしめ、以って企業の推進発展に寄与することを目的とする。
2. 本会の会員事業所に働く従業員に対する表彰については、この規程の定めるところによる。
3. 本会は、勤務成績優良にして品行方正かつ他の模範となり常に商業道徳を重んじ、公正な取引で事業の信用を高め、その企業の繁栄に寄与した従業員で次の各号の一つに該当するものを永年勤続優良従業員として表彰する。
	1. 勤続年数が５年以上１０年未満の者（１回限り）
	2. 勤続年数が１０年以上１５年未満の者（１回限り）
	3. 勤続年数が１５年以上２０年未満の者（1回限り）
	4. 勤続年数が２０年以上２５年未満の者（１回限り）
	5. 勤続年数が２５年以上３０年未満の者（１回限り）
	6. 勤続年数が３０年以上３５年未満の者（１回限り）
	7. 勤続年数が３５年以上４０年未満の者（１回限り）
	8. 勤続年数が４０年以上４５年未満の者（１回限り）
	9. 勤続年数が４５年以上の者（１回限り）

２　勤続年数は、市内同一事業所に限って勤続を通算する。

（金融機関等で市内に所在する支店間異動の勤続は通算できる。）

３　勤続年数の計算の基準日は、毎年４月１日とする。

1. 永年勤続優良従業員の推薦は、所定の様式１によりその事業所の代表者氏名をもって行なう。
2. 被表彰者の決定については、事業所より推薦された者を本会の審査委員会に於いて審査した上、表彰該当者として認めた者を被表彰者とし、所定の様式２によりその事業所に通知するものとする。
3. 表彰は、本会の通常総代会において会長がこれを行う。

２　被表彰者には、表彰状および記念品を贈呈する。但し、勤続３０年以上の被表彰者には沖縄県商工会連合会会長と連名の表彰状及び記念品を贈呈することができる。

第７条　表彰経費支弁のため、被表彰者の会員事業所に経費の一部を負担させることができる。